平成30年6月29日

毎週月.水. 金曜日発行

富山県報

号 外(13)

目

次

規 則

○富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則

1

1

富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成30年6月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第46号

富山県住民基本台帳法施行規則の一部を改正する規則

富山県住民基本台帳法施行規則(平成14年富山県規則第49号)の一部を次のよう に改正する。

別表第1の1の項の(3)中「同条第4項」を「同条第5項」に改め、同項の(4)を同項の(6)とし、同項の(3)の次に次のように加える。

- (4) 地方税法第73条の24第3項の規定による不動産取得税の減額に係る同条第5項の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対する応答
- (5) 地方税法第73条の27の2第1項の規定による不動産取得税の減額に係る同条 第2項の申告の受理、その申告に係る事実についての審査又はその申告に対す る応答

別表第1の1の項に次のように加える。

(7) 富山県税条例附則第5条の11の規定による不動産取得税の減免に係る申請 (耐震基準適合既存住宅(地方税法第73条の14第3項に規定する「耐震基準適 合既存住宅」をいう。(8)において同じ。) 又は耐震基準不適合既存住宅(同法 第73条の24第3項に規定する「耐震基準不適合既存住宅」をいう。(8)において 同じ。)に係るものに限る。)の受理、その申請に係る事実についての審査又 はその申請に対する応答

(8) 富山県税条例附則第5条の13の規定による不動産取得税の減免に係る申請 (耐震基準適合既存住宅又は耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地に係る ものに限る。)の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対 する応答

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市町村支援課)